

職員と児童及び保護者との連絡手段に関わる校内規程

1 趣旨

職員と児童及び保護者との間の連絡手段に係る取扱いは、この規程の定めるところによる。

2 連絡手段

職員と児童及び保護者との間の連絡手段は次のとおりとする。

- (1) 固定電話、携帯電話等（アプリの通話機能は不可）を利用した通話、スマートフォン・パソコン等を利用した電子メール（安心・安全メール）、ホームページによる通知。
- (2) 学校向けに開発されたファイル共有やコミュニケーションのためのサービス（Google Classroom、Microsoft Teams 等）。
- (3) その他、職員と児童及び保護者との間の個人的連絡を仲介するもの。

3 連絡手段に係る取扱いの原則

- (1) 職員が、児童及び保護者から2に掲げる連絡手段に関する情報（以下「連絡先の情報」という。）を取得するのは、校務運営上必要な場合に限ることとし、管理職の許可を得た上で行うこととする。職員が児童及び保護者に対して職員自身の連絡先の情報を提供する場合も同様とする。
- (2) SNS等（ソーシャルネットワーキングサービス（LINE、X:旧 Twitter）の個人アカウント等による連絡は行わないこととする。
- (2) 職員は、児童・生徒及び保護者との間で、私的な連絡等を行わないこととする。
- (3) 職員は、(1)で取得した連絡先の情報が不要となったときは、速やかに削除することとする。

4 連絡先の情報の利用に関する事項

- (1) 職員が、児童及び保護者との間で連絡先の情報を利用できるのは、次に定める場合及び時間帯に限ることとする。
 - ア 職員と児童との間の連絡は、授業、学校行事等の実施に当たり必要な場合及び緊急連絡を行う必要がある場合に限ることとする。
 - イ 職員と保護者との間の連絡は、児童の生活・学習状況の確認、PTA活動、授業、学校行事等の実施に当たり必要な場合及び緊急連絡を行う必要がある場合に限ることとする。
 - ウ 連絡を行う時間帯は、原則として、本校の電話対応時間（平日 7:30～17:15、長期休業 7:45～16:15）とする。
- (2) 職員は、児童及び保護者から、私的な悩みなどに関する相談があった場合は、2に掲げる連絡手段による対応を行わず、学校において直接面談することとし、当該相談状況を管理職に報告の上、対応について協議することとする。

5 取得及び提供する連絡先の情報に関する事項

- (1) 職員が、児童の保護者の連絡先の情報を取得する際は、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 連絡先の情報を取得する対象は、P T A役員、担任する児童の保護者及び担当する少年団活動の児童の保護者に限ることとする。
 - イ 保護者から取得する連絡先の情報は、保護者の固定電話及び携帯電話の電話番号、メールアドレスに限ることとする。
 - ウ 4の(1)のイで定める場合以外のやむを得ない事情により連絡先の情報を取得する必要がある場合は、校長が取得の可否を判断することとする。
- (2) 職員が、児童及び保護者に対して職員自身の連絡先の情報を提供する際は、次に定める範囲内で校長の許可を得た上で行うこととする。
 - ア 児童及び保護者に提供する連絡先の情報は、学校の固定電話及び職員の携帯電話の電話番号に限ることとする。
 - イ 連絡先の情報を提供する対象は、P T A役員並びに担任する保護者並びに担当する少年団活動の保護者に限ることとする。
 - ウ 4の(1)のア及びイで定める場合以外のやむを得ない事情により連絡先の情報を提供する必要がある場合は、校長が提供の可否を判断することとする。
- (3) (1)から(2)までにおいて、職員が連絡先の情報を取得する場合の手続きは、次のとおりとする。
 - ア 職員は、原則、学校から配付する「学籍関係調査」「家庭調査票」「保健調査票」により連絡先を取得する。
 - イ 職員は、ア以外で連絡先の情報を得る又は職員の情報を提供する必要がある場合、管理職に許可を得た上で、当該児童及び保護者に取得する情報又は提供する職員情報の種類、使用目的、使用期間等を連絡し、承諾を得ることとする。

6 連絡先の情報の管理に関する事項

- (1) 管理職及び職員は、取得した連絡先の情報を、第三者へ公開及び提供しないこととし、また、流出することのないよう安全管理対策を講じることとする。
- (2) 職員は、連絡先の情報の流出の可能性がある場合は、直ちに管理者に報告することとする。
- (3) 職員は、児童及び保護者の連絡先の情報が不要となったときは、直ちに削除又はシュレッダー処理の上、管理者に処理が終了したことを報告することとする。

7 その他

本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附 則

令和6年7月25日制定